

令和 8 年度青森県高齢者施設物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 県は、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも、高齢者施設における食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するため、県内の高齢者施設が行う食料品の購入費等に要する経費について、令和 8 年度予算（令和 7 年度からの繰越分を含む）の範囲内において、当該高齢者施設を運営する者に対し、青森県高齢者施設物価高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 45 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設及び補助対象者)

第 2 補助金の対象となる高齢者施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表のとおりとし、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象施設を運営する者とする。

(補助対象経費、補助基準額及び補助金の額)

第 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 補助金の額は、補助対象施設ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない額（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計額以内の額とする。

(申請書等)

第 4 規則第 3 条第 1 項の申請は、令和 8 年度青森県高齢者施設物価高騰対策支援事業費補助金交付申請兼実績報告書（第 1 号様式）によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 施設別申請・精算額一覧（別添 1－1）

(2) 令和 8 年度高齢者施設物価高騰対策支援事業に関する事業実績報告書（施設単位）（別添 1－2）

(3) 振込口座が確認できる書類（通帳の表紙及び通帳を開いた 1・2 ページ目の写し）

3 第 1 項の申請書の提出期限は、令和 8 年 10 月 30 日とする。

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合において、令和8年度青森県高齢者施設物価高騰対策支援事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和8年度青森県高齢者施設物価高騰対策支援事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出して承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、領収書等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

（実績報告）

第7 規則第12条の規定による報告は、第4第1項による第1号様式の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、精算払とする。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、令和8年度青森県高齢者施設物価高騰対策支援事業費補助金請求書（第4号様式）を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第 2、第 3 関係）

（単位：千円）

補助対象施設（※）		補助基準額	補助対象経費
介護等サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等（介護保険法第 53 条の 3 第 1 項に掲げる特定介護サービス以外の食事を提供している介護サービス及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）	（1）認知症対応型共同生活介護	上限18／定員	事業者が負担する以下の経費 ・食材料費 ・食事の準備の委託費、外注費
	（2）特定施設入居者生活介護（軽費・養護老人ホームを除く。）	上限18／定員	
	（3）地域密着型特定施設入居者生活介護	上限18／定員	
	（4）住宅型有料老人ホーム	上限12／定員	
	（5）サービス付き高齢者向け住宅	上限12／定員	
	（6）通所介護	上限 6／定員	
	（7）通所リハビリテーション	上限 6／定員	
	（8）看護小規模多機能型居宅介護	上限 6／定員	
	（9）地域密着型通所介護	上限 6／定員	
	（10）認知症対応型通所介護	上限 6／定員	
	（11）小規模多機能居宅介護	上限 6／定員	

※定員数は、令和 7 年 4 月 1 日時点のものとする。なお、令和 7 年 4 月 2 日以降に開設した施設等については開設日時点の定員とする。

施設等について、指定等を受けているが、申請時点において休止中の施設は補助対象外とする。

各介護予防サービスは助成対象に含まない。

介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まない。